

やわたブランド認定申請 Q & A

Q 随時申込できるのでしょうか？

A 募集は随時しておりますが、認定は原則年2回としておりますので、募集の告知もそれに合わせて行っております。
申請は、八幡市役所ふるさと創生課での窓口受付です。

Q 認定対象の「加工食品」とは、どのようなものですか？

A 食品表示基準に規定する「加工食品」です。以下のものが対象例となります。

野菜加工品	野菜缶・瓶詰、野菜漬物等
果実加工品	果実缶・瓶詰、マーマレード・ジャム及び果実バター等
菓子類	焼き菓子、和生菓子、洋生菓子等
調理食品	調理冷凍食品、レトルトパウチ食品、弁当等
飲料等	清涼飲料、酒類

※食品表示法における「加工食品」から一部抜粋しています。

Q 審査はどのように行われますか？

A 申請書類は八幡市ふるさと創生課で必須項目を満たしているか等の簡易チェックを行ったのち、「やわたブランド審査委員会」にて、「やわたブランド『ヤワタカラ』認定基準」に基づき審査を行います。審査に際しては、現品の提供（加工食品・農産物については試食用に3点程度の提供、工芸品については、1 点の借用）をいただきます。また、商品に関する質問、製造現場等への現地調査を行う等、ご協力していただくことがあります。
審査を経て、認定基準を満たしている場合は市長が「ヤワタカラ認定証」を交付します。認定基準を満たしていない場合は却下もしくは認定保留となった旨を書面で通知します。

Q 認定保留となった場合はどうなりますか？

A 認定保留となった場合は、百貨店バイヤーや他市ブランディング経験者等で構成された「ヤワタカラワーキングチーム」に認定基準を満たすためのアドバイスを求めることができます。アドバイスにより認定基準を満たした場合は、再申請していただくことで、次回の審査時に併せて再審査します。

Q 認定基準の「八幡市内産の素材使用」について、「申請商品のテーマとなる素材」とはどのようなものですか？

A 申請商品を作る上でその素材が欠けては他の商品と差別化できないものを指します。

Q 食料品加工食品の認定基準の「八幡らしい商品名・形状」について

- ①「八幡ならではの地域資源等」とはどのようなものですか？
- ② 独自のいわれや工夫とはどのようなものですか？

A ①「八幡市観光基本計画」の付属資料に八幡市の資源をまとめてありますので、下記 URL の 57 ページをご確認ください。

<https://www.city.yawata.kyoto.jp/cmsfiles/contents/0000001/1522/keikakusyo.pdf>

- ②地域資源にちなんだいわれを表現したり、ここにしかない工夫がなされているものを指します。

Q 認定基準の「歴史性・認知度」について

- ①「数代にわたり」とは、具体的にはどの程度販売していることでしょうか？
- ②「八幡市民に一定の認知があり」とはどの程度の認知があることでしょうか？

A ①2代以上にわたり申請商品を販売していると考えられる、おおよそ50年程度です。

- ③新聞・テレビ・ラジオ等、メディア露出があることや、八幡市の広報物に掲載された実績があることです。

Q 認定基準の「新規性」について

- ①「販売年数が3年未満程度」とありますが、どの範囲までなら許容されるでしょうか？
- ②「八幡市をPRできるもの」とは、具体的にはどのようなものでしょうか？

A ①販売されて5年までを想定しています。

- ②例えば、パッケージや商品自体の絵柄等に八幡の名所を記しているものが挙げられます。

Q 工芸品の認定基準の「八幡らしい商品名・デザイン」について

「八幡ならではの地域資源をモチーフとした」とは、具体的にはどのようなものが挙げられますか？

下記 URL の 57 ページに八幡市の資源をまとめてありますので、ご確認ください。

A <https://www.city.yawata.kyoto.jp/cmsfiles/contents/0000001/1522/keikakusyo.pdf>

Q 加工食品・工芸品の認定申請調書「商品の魅力・優位性」について

「申請商品のアピールポイント」とは、どのような点に留意し記入すべきですか？

A 商品特性(品質・形状・機能・味覚・商品名等)や生産・製造・加工の方法・技術のいずれかにおいて類似の商品と比較してどういう点が優れているかを記入してください。

【農産物についての Q&A】

Q 農産物の提供について

- ① 収穫時期の関係で商品が提供できない場合は提供しなくてもよいですか？
- ② 農産物を調理して試食に出すことは可能ですか？

- A** ① 申請時に商品がなく、提供が難しい場合は、審査時期を調整させていただきます。（審査は年2回のため審査時期が大きくずれることもあります。）
ただし、商品の性質によって試食を省略する場合もあるため、個別に相談してください。
- ② 可能ですが、申請商品以外の食材を使用しない調理（焼く・茹でる等）としてください。

Q 農産物認定基準の「品質・栽培・独自性」について

- ① 独自ブランドとはどのようなものですか？
- ② 他と区別できる名称とはどのようなものですか？

- A** ① 農業者が生産する農産物に関して、商品名称や栽培方法などで、通常のものとは異なる独自の基準を定めているものです。
独自の基準に関しては、調書に記入いただくか、内容がわかる資料を提出してください。
- ② 他にはないオリジナルの名称で、商標登録の有無は問いませんが、ある場合は記載してください。
なお、「〇〇が作ったキャベツ」のような名称は認定対象外となります。

Q 農産物の認定申請調書「商品の魅力・優位性」について

「申請商品のアピールポイント」とは、どのような点に留意し記入すべきですか？

- A** 商品特性（品質・形状・味覚など）・生産方法・技術・流通のいずれかにおいて、類似の農産物と比較してどういう点が優れているかを記入してください。

Q 農産物認定基準の「消費者への取り組み」について
「生産者の作成したレシピ」とは審査時に試食する料理のレシピですか？

A 認定基準のレシピとは試食時のレシピを指すものではなく、申請商品のうま味を最大に引き出すことができる調理法の提案があることを指しています。特にまだ知名度の低い農産物などはレシピを提案いただくことが望ましく、このレシピについては他の食材を併用するものでも構いません。

Q 農産物認定基準の「汎用性」について
農産物加工品とはどのようなものですか？

A 食品表示基準に規定する「加工食品」の中の「野菜加工品」や「果実加工品」等を想定しております。以下のものが対象例となります。

野菜加工品	野菜缶・瓶詰、野菜漬物等
果実加工品	果実缶・瓶詰、マーマレード・ジャム及び果実バター等

※食品表示法における「加工食品」から一部抜粋しています。